

Weekly Report

第289号
平成26年11月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

相続税の調査状況と基礎知識

◆約1万件の調査で3087億円の申告漏れ

国税庁によると、平成25事務年度(25年7月～26年6月)に実施された相続税の实地調査件数は1万1909件で、このうち9809件に申告漏れ等の非違がありました。その申告漏れ課税価格は3087億円(1件当たり2592万円)で、追徴課税(加算税含む)は539億円(1件当たり452万円)となっています。

申告漏れがあった相続財産は、現金・預貯金等が1189億円(構成比39.2%)で最も多く、次いで土地412億円(同13.6%)、有価証券355億円(同11.7%)と続いています。

来年から相続税の基礎控除額が「3千万円+600万円×法定相続人数」に引下げられるため、申告・納税が必要になる方が増加すると思われるのですが、申告漏れがないようにしましょう。

◆相続税の課税対象となる財産は

相続税は、相続等によって取得した財産価額(相続時精算課税を適用した贈与財産を含む)から借金などの債務や葬式費用を差し引いた金額が基礎控除額を超える場合に、申告をする必要がありま

す。申告期限は、被相続人が亡くなったことを知った日の翌日から10カ月以内です。

なお、相続税の課税対象となる財産は、被相続人が所有していた現金や土地などのほか、著作権や特許権など金銭に見積もることができる全ての財産です。また、被相続人が亡くなったことで支払われる生命保険金(被相続人が保険料を負担した部分)や退職金、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産も課税対象となります。

制度改正により免税店数が大幅に増加

訪日外国人客数は昨年、過去最高の1036万4千人を記録しましたが、今年は10月までの累計で既に1100万人を越え、増加傾向が続いています。

今年10月からは免税店制度の改正により、外国人旅行者の購入割合が高い食料品や飲料、化粧品などの消耗品も消費税の免税販売の対象になりましたが、観光庁によると、全国の免税店数は10月1日時点で9361店となり、半年前の5777店(4月1日時点)から3584店も増加しました。

なお、免税店になるには、課税業者が納税地の所轄税務署に「輸出物品販売場許可申請書」を提出し、要件を満たすか審査を受けることで許可を得る必要があります。

投信のトータルリターン通知が来月開始

NISAがスタートしたことなどにより、投資信託を購入する方が増えていますが、来月から投資信託を保有する投資家に対して、販売会社が損益状況を分かりやすく提示する「トータルリターン通知制度」が始まります。

同制度により、現在の評価額や受け取った分配金額などを含めた総合的な損益が通知されることになり、投資成果が把握しやすくなります。